## 審査専門委員への個別意見聴取(追加)結果

#### ■山田座長 (廃棄物の処理)

No	質問・コメント内容	申請者回答
	処分場は設置後が重要であり、設計思想とリスク防止対策、	管理運営マニュアル等に記載す
1	維持管理の考え方が将来管理する人に引き継がれるよう、管	る。
	理運営マニュアル等に盛り込むこと。	
	第 2 回会議での回答に関連して、災害廃棄物の受入れは処分	地元との合意形成が必要であるた
2	場の価値を上げる要素なので、市町村の災害廃棄物処理計画	め、市町村からの要請があれば地元
	等との関係もあるが、対応を検討しておくことがよい。	と協議してみたい。

#### ■中田委員(大気質・悪臭)

	No	委員からの質問・意見	申請者回答
1	1	委員意見の整理 (案) に関し、今後作られる管理運営マニュア	管理運営マニュアル等は、地元や
	1	ル等を専門家がチェックする機会はあるのか。	専門家の意見を聞いて作成する。

## ■ラン委員(騒音・振動)

No	委員からの質問・意見	申請者回答
1	第2回会議での回答に関連して、具体的な工事内容が不明と のことだが、工事中の騒音低減の対策としては追加の防音シ ート等が効果的なので、住民への説明の際には検討をするこ と。	検討の上、丁寧に説明していきたい。
2	利害関係者からの意見への見解概要に関連して、将来的に基準が厳しくなった際には、追加対策を検討することやモニタリングを強化することが必要である。	

#### ■島田委員(水質)

	3-2X (1-X)		
No	委員からの質問・意見	申請者回答	
1	利害関係者からの意見への見解概要に関し、モニタリング結果等の情報公開については、生活環境影響調査の全ての項目 で必要となる。	_	

## ■乾委員(地下水)

No	委員からの質問・意見	申請者回答
1	委員意見の整理(案)に関し、モニタリング井戸は、技術上の基準(1号基準)に分類されるものではないのか。	[県の回答] 廃掃法上は、モニタリング井戸は 構造上の基準ではなく、井戸の設 置等を含めて維持管理の基準とな っている。
2	廃棄物の安定化に向けた具体的な方法・考え方を管理運営マニュアル等に記載しておいた方がよい。	_

## ■遠藤委員(最終処分場の構造)

No	委員からの質問・意見	申請者回答
1	委員意見の整理(案)に関し、遮水シートは、紫外線が劣化	_
1	要因であることに留意した方がよい。	
	利害関係者からの意見への見解概要に関し、保護マット(遮	遮光マットの劣化については承知
2	光マット)にも耐用年数があり、遮光マットも紫外線劣化す	しており、維持管理マニュアル等
	るので、材料選定や劣化対応について留意した方がよい。	に記載したい。
3	利害関係者からの意見への見解概要に関し、遮光マットの劣	

No	委員からの質問・意見	申請者回答
	化への対応管理の考え方を、適切に引き継ぐために、管理運	
	営マニュアル等に記載することが望ましい。なお、遮水シー	
	トは遮光マットの敷設により劣化しにくくなり、ベントナイ	
	ト混合土は自然素材なのでそもそも損傷しない。だから 15 年	
	という期間の意見もあったが、適切な施設整備(設計・施工・	
	維持管理)が、37年を超える長期間の耐久性に繋がる。	
	遮水工の構造変更について、ベントナイト混合土上の保護マ	_
	ットは載荷による荷重で圧縮されること、仮に水が浸入して	
4	もベントナイトが膨潤して保護マット内に入り、実質的には	
	難透水となるため、保護マットを伝って漏洩するようなこと	
	はない。	
	利害関係者からの意見への見解概要に関し、石綿含有廃棄物	フレコンバックのまま埋め立てる
5	は、非飛散性のものしか受け入れないが、埋立管理における	など工夫したい。
	飛散防止の対応も考えておく必要はある。	
6	フレコンバックの場合、実際の搬入時に石綿含有廃棄物以外	_
0	のものが含まれている場合があるので注意がされたい。	
	利害関係者からの意見への見解概要で、自主的な管理方法に	排出事業者への確認の徹底等によ
7	より PFAS を受け入れない方針とされているが、どのような	り、直接受入れない方針である。
	方法を採用されるのか。	

# ■小野委員(最終処分場の構造)

N	lo	委員からの質問・意見	申請者回答
		利害関係者からの意見への見解概要に、「液状化しやすい地盤	
1		は確認されていない」との記載があるが、正確には、「液状化	
		の対策が必要な地盤は確認されていない」ことかと思う。	

## ■深田委員(経理的基礎)

No	委員からの質問・意見	申請者回答
1	意見整理に盛り込まれた「任意での監査」については、記載 のとおり多額の公的支援を受ける事業であること踏まえ、ぜ ひ検討していただきたいと思う。	_
2	評議員や理事といった役員は一定の任期で交代となるのか。	評議員は4年、理事・監事は2年 が任期。再任は妨げられていない。
3	事業をよく知った方が長く務められることも重要だが、長期にわたる事業であるので、定期的に新しい視点を取り入れる体制づくりも重要だと感じる。役員の人事も含め、定期的に人的な流動を確保する工夫を検討してみてはどうか。	